

合併協定書

平成16年5月17日

社会福祉法人 上野市社会福祉協議会

社会福祉法人 伊賀町社会福祉協議会

社会福祉法人 島ヶ原村社会福祉協議会

社会福祉法人 阿山町社会福祉協議会

社会福祉法人 大山田村社会福祉協議会

社会福祉法人 青山町社会福祉協議会

1 .合併の方式に関する事 (協定項目 第1号)

社会福祉法人上野市社会福祉協議会、社会福祉法人伊賀町社会福祉協議会、社会福祉法人島ヶ原村社会福祉協議会、社会福祉法人阿山町社会福祉協議会、社会福祉法人大山田村社会福祉協議会、社会福祉法人青山町社会福祉協議会を廃し、その区域をもって新社会福祉協議会を設置する新設合併とする。

2 .合併の期日に関する事 (協定項目 第2号)

合併の期日は、平成16年11月1日を目標とする。

3 .新社会福祉協議会の名称に関する事 (協定項目 第3号)

新社会福祉協議会の名称は、社会福祉協議会に新市名を冠するものとする。

4 .新社会福祉協議会事務所の位置に関する事 (協定項目 第4号)

(本所の位置)

伊賀市社会福祉協議会を統括する本所事務所を、現在の三重県上野市中町2976番地1(上野ふれあいプラザ内)に置く。

登記にあたっては、主たる事務所を、三重県上野市中町2976番地1(上野ふれあいプラザ内)に置くとする。ただし、新市の町名・字名が決定した場合、その住所地をもって登記する。

(支所の位置)

旧市町村の区域を「地域福祉圏域」と位置づけ、各地域福祉圏域に設置されている現在の社会福祉協議会事務所を「支所」としてその業務を継続させる。

伊賀市社会福祉協議会の地域福祉圏域を単位とした支所事務所を、現在の三重県上野市中町2976番地1(上野ふれあいプラザ内)、阿山郡伊賀町大字愛田513番地(伊賀町地域保健福祉センター「愛の里」内)、阿山郡島ヶ原村4743番地(島ヶ原村老人福祉センター「清流」内)、阿山郡阿山町大字馬場1128番地の1(阿山町保健福祉センター内)、阿山郡大山田村大字平田656番地の1(大山田福祉センター内)、名賀郡青山町阿保1988の1番地(青山福祉センター内)にそれぞれ置き、伊賀市社会福祉協議会上野支所、同伊賀支所、同島ヶ原支所、同阿山支所、同大山田支所、同青山支所とする。ただし、建物の名称及び支所の呼称に関しては、合併協議項目「組織及び事務機構に関する事」において調整する。

登記にあたっては、従たる事務所を、主たる事務所として登記する住所地を除く全てを、新市町名・字名でもって登記する。

5 .財産および債務の取り扱いに関すること (協定項目 第5号)

関係社協の所有する財産及び債務は、全て新社会福祉協議会に引き継ぐものとする。

1 .流動資産及び流動負債

関係社協の流動資産及び流動負債は、全て新社会福祉協議会に引き継ぎ本所で管理する。

2 .固定資産及び固定負債

関係社協の所有する固定資産および固定負債は、全て新社会福祉協議会に引き継ぐものとする。

・基本財産

新社会福祉協議会の基本財産は、関係社協がそれぞれに200万円を持ち寄り、定期預金1,200万円とし、関係社協の所有する土地、建物を加えたものを基本財産とする。

・その他の固定資産及び固定負債

関係社協の所有するその他の固定資産(建物、車両運搬具、機器及び備品、ソフトウェア、退職共済預け金、退職積立預金、投資有価証券、人件費積立預金、財政調整積立金、地域福祉積立金、備品購入積立金、運用財産積立金)及び固定負債は、全て新社会福祉協議会に引き継ぎ本所で管理するものとする。ただし、退職共済預け金及び退職積立預金に関しては、退職金運用規程を設け、適正な運用を図るものとする。また、人件費積立預金、財政調整積立金、地域福祉積立金、備品購入積立金、運用財産積立金に関しては、新社会福祉協議会の安定的な財政運営のために運用する財政調整積立金と、関係社協において蓄積してきた寄付金等による地域福祉積立金の二種類に統合し、それぞれ運用規程を設け、適正な運用を図るものとする。

【資料1】関係社協平成14年度財産目録一覧

【資料2】社会福祉法人審査基準

6. 役員の定数及び任期、選出区分等の取り扱いに関すること(協定項目 第6号)

役員の定数及び任期、選出区分について

役員の定数

理事： 18名

監事： 3名

役員の任期

設立当初の理事・監事の任期

理事：法人成立後開催する理事会・評議員会まで

監事：法人成立後開催する理事会・評議員会まで

設立後の理事・監事の任期

理事：理事の任期は2年とする

監事：監事の任期は2年とする

役員の選出区分

設立当初の理事

伊賀地区社会福祉協議会合併協議会委員(会長・副会長・理事)

設立当初の監事

関係社協監事から3名を選出

設立後の役員の選出区分

理事の選出区分

地域代表 12名

上野支所選出理事2名	阿山支所選出理事2名
伊賀支所選出理事2名	大山田支所選出理事2名
島ヶ原支所選出理事2名	青山支所選出理事2名

関係団体・学識経験者等 6名

ボランティア活動を行う代表者(必須)	社会福祉施設等の社会福祉事業を 経営する団体の役職員(必須)
民生委員・児童委員連合会	当事者団体の代表者
行政職員	学識経験者

監事の選出区分

1名は、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。

1名は、財務諸表等を監査しうる者であること。

評議員の定数及び任期、選出区分について

評議員の定数：38名

評議員の任期：評議員の任期は2年とする

評議員の選出区分

地域代表 24名

上野支所選出評議員 4名	阿山支所選出評議員 4名
伊賀支所選出評議員 4名	大山田支所選出評議員 4名
島ヶ原支所選出評議員 4名	青山支所選出評議員 4名

関係団体・学識経験者等 14名

当事者等の組織（老人クラブ）	事業者関係（更生保護団体）
当事者等の組織（障害者団体）	保健医療関係団体
社会福祉に関する活動を行う団体（ボランティア団体・NPO等）	教育関係団体
社会福祉に関する活動を行う団体（農協等）	社会福祉行政機関
民生委員・児童委員	社会福祉推進に必要な地域の主要な諸団体
事業者関係（社会福祉施設）	その他（学識経験者）
事業者関係（社会福祉団体）	その他（学識経験者）

7.組織及び事務機構に関すること

(協定項目 第7号)

新社会福祉協議会の組織及び事務機構は、全国社会福祉協議会の策定した「市区町村社会福祉協議会経営指針」に基づき、「新社会福祉協議会組織・機構整備方針」を策定し、これに従って整備を図るものとする。

1.本所を、主たる事務所である上野地区に置き、支所を6カ所の地域福祉圏域(旧市町村単位)に設置する。なお、支所の運営に関しては、住民サービスが低下しないように十分配慮し、一定の人員を配置するものとする。

2.本所には、常務理事及び事務局長を配置し、法人全体の運営を統括するため、法人運営部、地域福祉活動推進部、福祉サービス利用支援部、在宅福祉サービス部をそれぞれ置き、各部長及び部員を配置するものとする。

3.各支所から、経営管理理事を選出し、各支所長の職にあたるものとする。

4.各支所には、法人運営課、地域福祉活動推進課、福祉サービス利用支援課、在宅福祉サービス課を置き、実施状況に合わせて適正な職員を配置するものとする。

【資料3】新社会福祉協議会組織・機構整備方針

【資料4】伊賀市社会福祉協議会組織・事務機構図

8.職員の身分の取り扱いに関すること

(協定項目 第8号)

関係社協の職員は、全て新社会福祉協議会の職員として引き継ぐものとする。

1.職員の定数に関しては、「新社会福祉協議会組織・機構整備方針」に基づき、「組織及び事務機構に関すること」における調整内容により適正に配置するものとする。

2.職員の職名に関しては、人事管理及び職員処遇適正化の観点から合併時に調整し、統一する。

3.職員の職階に関しては、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一する。

4.職員の給与に関しては、新社会福祉協議会独自の給与規程を策定する。ただし、合併当初は、合併前の額を基準とし、それを保障し、著しく低い場合のみ、最少限の調整を行った上で、発足時の給与額を決定する。以後、数年をかけて段階的に調整を図り、抜本的な格差是正を行うとともに、能力に応じた新しい昇級基準による給与体系を確立する。

5.退職金の取り扱いに関しては、退職共済の加入変更が困難なことから、既に参加している退職共済に関しては、引き続き継続加入することとする。その上で統一した退職金運用規定による運用に移行するものとする。

【資料5】職員現況調査一覧

【資料6】職員現況調査職員区分別一覧

9.財源財務運営に関すること

(協定項目 第9号)

「市区町村社協経営指針」に基づき、継続的に適切な事業評価やコスト把握のうえに立った中長期的な財政計画を策定し、公費確保のルール化や自主財源の確保など安定的な財政運営につとめる。

財源に関すること

1. 会費収入

会費のあり方に関しては、「あいしあおう委員会」による、社協将来構想の内容を尊重し、新たに会員（会費）規程を設け、会費の用途について会員にわかりやすく明示する。

2. 寄付金収入

寄付台帳を作成し、寄付者には、寄付申込書の提出を受け、領収書を発行し礼状を送付する。また、寄付者の心に伝えるため、用途を明確にし、社協広報、新聞社等を通じて掲載することにより透明性を高めていく。

3. 補助金・受託金収入

・社協職員設置補助金

「新社会福祉協議会組織・機構整備方針」に基づき、行政と調整の上、適正な人員を、新しい給与基準により算出し、徹底した業務の合理化を進めるとともに、住民サービスの低下をきたさないような職員配置に努める。

・各種補助金・受託金

各種補助事業・受託事業の趣旨を理解し、行政と連携をとり、新市の事業充実のために必要な財源を確保することで、事業の効果的、効率的な成果があがるよう割り充てていく。なお、公施設の使用にあたって生じる使用料の支払いや、管理の請負に関しては、一定の基準を定め、本所及び支所それぞれにおいて使用契約を締結する。

4. 事業収入

事業運営をしていく中で、必要な財源であり、経営の健全化に努めていく。

5. 共同募金配分金収入

配分委員会を設け、厳正なる審査により、有効かつ適正に運用されるように努める。

6. 介護保険等事業収入

介護保険事業による収益及び損失は、財政調整積立金において本所が管理し、収益の向上、または、損失の回復に努め、収益金は新たに運用規程を定め、社会福祉事業への効果的な運用を図る。

7. 利用料収入

事業の内容によっては、利用料を徴収し、利用者の事業への意識づけと、サービス内容の充実に充てる。

8. 基金の運用

・財政調整積立金

介護保険事業を中心とした各種事業運用のための資金として、財政調整積立金を設け、新たに運用規程を定め、円滑な事業運営を図る。

・地域福祉積立金

従来から支所ごとに積み立ててきた寄付金等の財産や、今後の寄付等を積み立てる手段として、全市的に活用する基金と、ある程度支所単位で活用できる基金とを区別した地域福祉積立金を設け、新たに運用規程を定め、きめ細かい地域福祉活動を推進する。

財務に関すること

1. 財務システムは、本所支所統一した財務システムを導入し、経理規程に基づき、合理的な財務運営を図る。
2. 本所には全ての財務を統括する経理担当者を配置し、常務理事及び事務局長の監督の下、健全な財務処理を遂行する。また、各支所法人運営課に経理担当者を配置し、支所ごとの事業及び窓口としての経理を担い、本所に報告する。

【資料7】平成15年度関係社協事業別当初予算財源一覧

【資料8】平成14年度関係社協事業別財源一覧

【資料9】平成15年度関係社協財源内訳一覧

【資料10】平成14年度関係社協介護保険収支一覧表

10. 定款に関すること (協定項目 第10号)

モデル定款を基本として、伊賀市社会福祉協議会定款を作成する。

【資料11】社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会定款(案)

11. 公設施設の運営管理に関すること (協定項目 第11号)

現在関係社協が使用している公設施設は、新市の条例に基づき契約を締結する。

【資料12】関係社協運営管理施設一覧

【資料13】施設等の運営管理状況一覧

12. 各種事務事業の取り扱いに関すること

(協定項目 第12号)

組織・機構関係事務に関すること

理事・評議員	役員関連規程の中に、理事選任規程、評議員選任規程、役員会運営規程、役員職務権限規程、役員報酬規程、役員費用弁償規程、慶弔見舞金規程、部会・委員会規程を設ける。
--------	---

人事関係事務に関すること

職員	就業規則（正職員用、臨時・非常勤職員用、嘱託職員用、登録ヘルパー用）を設ける。
職員採用	職員採用規程を設ける。
職員の給与	報酬制度関連規程の中に、給与規程、賞与規程、退職金規程、退職金運用規程、通勤費支給取扱規程を設ける。
旅費	報酬制度関連規程の中に、出張旅費規程を設ける。
服務	労働時間制度関連規程の中に、服務規程、宿日直勤務規程を設ける。
休暇	福利厚生制度関連規程の中に、休暇規程、リフレッシュ休暇制度規程を設ける。
育児・介護休業	育児・介護休業関連規程を設ける。
福利厚生及び健康管理	福利厚生制度関連規程の中に、親睦会会則、健康管理規程を設ける。
安全衛生	安全衛生規程を設ける。
職員研修	教育訓練制度関連規程の中に、研修規程、通信教育取扱規程を設ける。
職員被服貸与	福利厚生制度関連規程の中に、被服貸与規程を設ける。
臨時職員の雇用	就業規則（臨時・非常勤職員用、嘱託職員用、登録ヘルパー用）を設ける。
退職手当	退職金規程、退職金運用規程を設ける。

広報広聴に関すること

広報紙	情報公開関係規程、個人情報保護関係規程を設ける。 社協広報は一本化し、毎月1回発行する。配布方法は新市行政広報に準じる。必要に応じて、ボランティア・市民活動センター情報紙等を発行する。
CATV	情報公開関係規程、個人情報保護関係規程を設ける。 毎月1回、伊賀上野ケーブルテレビにおいて15分番組のふれあいネットワークの放映を継続する。
パンフレット	情報公開関係規程、個人情報保護関係規程を設ける。

	合併時には簡易版を作成し、合併後、予算確保をした上で、正式版を作成する。
--	--------------------------------------

利用者支援に関すること

苦情解決制度	苦情解決に関する規程を設ける。本所に苦情解決窓口を設け、担当者を配置する。
第三者委員の設置	支所ごとに第三者委員を設置し、苦情解決につなげる。

庶務に関すること

文書の収受・発送	事務局規程、車両管理規程、私有車の公用目的利用に関する規程、文書管理規程を設ける。 本所と支所間の文書の回覧に関しては、定期的に支所を回覧するシステムを構築するほか、グループウェア機能を使って、インターネットやメールでの情報の共有を図る。
文書の整理・保存・廃棄	
会員の募集	会員規程を設ける。
寄付金品の受入れ	寄付台帳を作成し、寄付者には、寄付申込書の提出を受け、領収書を発行し、礼状を送付する。

経理関係に関すること

財務会計システム	財務システムは、本所支所統一した財務システムを導入し、経理規程に基づき、合理的な財務運営を図る。
予算、決算	経理規程を設ける。
出納事務	経理規程を設ける。
契約事務	経理規程の中に含める。

コンピュータネットワーク関係に関すること

コンピュータネットワーク	情報公開関係規程、個人情報保護関係規程を設ける。 各支所内は社内LANを構築する。更に各支所間をNTTのフレッツグループによりLANを構築し、財務システム及びグループウェアを共有する。これによりVPNやダークケーブルを使用したLANよりもはるかにランニングコストを低く抑えることが可能である。ただし、介護保険システムには対応できないため、当面は支所別・事業所別に処理し、本所に集約する。
--------------	--

物品貸出事業に関すること

福祉機器貸与事業	福祉機器貸与規程を設け、各支所で受け付け可能とする。ただし、実際に保管する支所が最終的な窓口となる。
視聴覚機材貸出事業	視聴覚機材貸出規程を設け、各支所で受け付け可能とする。ただし、実際に保管する支所が最終的な窓口となる。

福祉車両貸出事業	福祉車両貸出規程を設け、各支所で受け付け可能とする。ただし、実際に保管する支所が最終的な窓口となる。
各種物品貸出事業	物品貸出規程を設け、各支所で受け付け可能とする。ただし、実際に保管する支所が最終的な窓口となる。

福祉関係イベントに関すること

社会福祉大会	社会福祉大会は支所ごとの開催は廃止し、全市的な開催については、合併後時期を見て検討するものとする。
ボランティアイベント (ふれあい広場等)	支所における金銭の出費を伴うイベントは廃止の方向で調整し、合併後時期を見て検討するものとする。ただし、名義使用や各種助成金等によるイベント開催は積極的に取り組むものとする。
保健福祉まつり	
その他の福祉イベント	

13. 各種募金・貸付・団体事務等に関する事 (協定項目 第13号)

1. 赤い羽根共同募金事務に関する事

本所に三重県共同募金会伊賀市支会を置き、各支所に分会(三重県共同募金会伊賀市支会上野分会・三重県共同募金会伊賀市支会伊賀分会・三重県共同募金会伊賀市支会島ヶ原分会・三重県共同募金会伊賀市支会阿山分会・三重県共同募金会伊賀市支会大山田分会・三重県共同募金会伊賀市支会青山分会)をそれぞれ配置する。

募金については各分会で集め、三重県共同募金会伊賀市支会を通じ、三重県共同募金会へ送金。

配分については、三重県共同募金会より、三重県共同募金会伊賀市支会へ配分。三重県共同募金会伊賀市支会の配分委員会により、各分会へ配分。

歳末たすけあい運動についても同様とする。

2. 日本赤十字社事務に関する事

日本赤十字社の業務は、国・地方公共団体が行う業務と極めて密接な関係を有する。日本赤十字社と連携を密にし、適正円滑な業務を図る上で行政側が事務局を担い、社協としてはボランティアを通じた地域福祉活動や、介護教室の開催など事業面を中心に協力する。

3. 資金等貸付事業に関する事

生活福祉資金貸付事業に関する事

三重県社会福祉協議会が行う生活福祉資金については、本所に生活福祉資金貸付審査会を設置し、各支所においては窓口業務を担当する。

小口資金貸付事業に関する事

小口資金貸付事業に関しては、合併までに行政と協議し事業継続の是非も含め調整する。また、社協としては、非常事態や生命の危機にある貧困者に対し現物品で対応する新しいシステムを確立する。

4. 民生委員児童委員連合会事務に関する事

民生委員活動と社協事業は密接な関係があり、合併後も社協として引き続き密接な関係を継承する。

民生委員児童委員連合会の事務及び、単位民協の事務に関しては、合併までに、各民生委員児童委員協議会及び行政、社協により協議を行い、円滑な事務運営体制を確立する。

5. 老人クラブ連合会事務に関する事

各老人クラブ連合会による統合に関する調整結果を尊重し、老人クラブ活動は超高齢社会において欠くことのできない活動であるため、合併後も社協として引き続き支援を継承する。

支所別の老人クラブ連合会団体事務に関しては、自主運営を原則とし、各支所において、事務局所在地としての住所使用、文書の取り扱い、書類・団体備品の保管等、自主性を損なわない範囲での支援を行うものとする。

また、本所には中央事務局を置くことができる。ただし、団体事務代行に関しては、支所における団体事務と同様、自主運営を原則とし、本所において、事務局所在地としての住所使用、文書の取り扱い、書類・団体備品の保管等、自主性を損なわない範囲での支援を行うものとする。

6．障害者団体事務に関すること

身体障害者団体、知的障害者団体、精神障害者団体等により障害者団体の統合に関する調整結果を尊重し、合併後も社協として引き続き障害者団体に対する支援を継承する。

支所別の障害者団体事務に関しては、自主運営を原則とし、各支所において、事務局所在地としての住所使用、文書の取り扱い、書類・団体備品の保管等、自主性を損なわない範囲での支援を行うものとする。

また、本所には中央事務局を置くことができる。ただし、団体事務代行に関しては、支所における団体事務と同様、自主運営を原則とし、本所において、事務局所在地としての住所使用、文書の取り扱い、書類・団体備品の保管等、自主性を損なわない範囲での支援を行うものとする。

7．遺族会関係事務に関すること

各遺族団体の統合に関する調整結果を尊重し、合併後も社協として引き続き遺族団体に対する支援を継承する。

支所別の遺族団体事務に関しては、自主運営を原則とし、各支所において、事務局所在地としての住所使用、文書の取り扱い、書類・団体備品の保管等、自主性を損なわない範囲での支援を行うものとする。

また、本所には中央事務局を置くことができる。ただし、団体事務代行に関しては、支所における団体事務と同様、自主運営を原則とし、本所において、事務局所在地としての住所使用、文書の取り扱い、書類・団体備品の保管等、自主性を損なわない範囲での支援を行うものとする。

8．母子寡婦福祉会事務に関すること

各母子寡婦団体の統合に関する調整結果を尊重し、合併後も社協として引き続き母子寡婦団体に対する支援を継承する。

支所別の母子寡婦団体事務に関しては、自主運営を原則とし、各支所において、事務局所在地としての住所使用、文書の取り扱い、書類・団体備品の保管等、自主性を損なわない範囲での支援を行うものとする。

また、本所には中央事務局を置くことができる。ただし、団体事務代行に関しては

は、支所における団体事務と同様、自主運営を原則とし、本所において、事務局所在地としての住所使用、文書の取り扱い、書類・団体備品の保管等、自主性を損なわない範囲での支援を行うものとする。

9．傷痍軍人会事務に関すること

特に調整の必要がないが、基本的には他の福祉団体の事務取り扱いに準じる。

10．介護者の会事務に関すること

各介護者の会の統合に関する調整結果を尊重し、合併後も社協として引き続き介護者の会に対する支援を継承する。

支所別の介護者の会事務に関しては、自主運営を原則とし、各支所において、事務局所在地としての住所使用、文書の取り扱い、書類・団体備品の保管等、自主性を損なわない範囲での支援を行うものとする。

また、本所には中央事務局を置くことができる。ただし、団体事務代行に関しては、支所における団体事務と同様、自主運営を原則とし、本所において、事務局所在地としての住所使用、文書の取り扱い、書類・団体備品の保管等、自主性を損なわない範囲での支援を行うものとする

11．その他の団体事務に関すること

更生保護婦人会事務に関しては、前述の各種福祉団体の調整案と同様に対処する。シルバー人材センター事務に関しては、新市において商工部管轄により、現在の社団法人上野市シルバー人材センターに統合される予定であることから、全ての調整を商工部局に委ね、社協としては調整しないものとする。合併後の事務受託に関しては、前述の各福祉団体の調整案と同様に、改めて協議する。

14．地域福祉活動・ボランティアセンター・会費等に関すること

(協定項目 第14号)

1．地域福祉活動に関すること

ふれあい・いきいきサロンについて

人数補助方式を改め、立ち上げ期什器備品設置事業、講師謝金助成事業、ふれあい・いきいきサロン保険助成事業等の事業補助方式に切り替え、それぞれの事業補助額の上限を定めるとともに、支所単位で助成箇所数の上限を定める。なお、事業補助財源については、社協会費や共同募金配分等を活用する。

小地域ネットワーク活動・ニーズキャッチシステム・福祉台帳について

上野市社協が構築してきた地域ケアシステムを基本とし、支所ごとに小地域ネットワーク活動に取り組むとともに、民生委員を中心としたニーズキャッチシステムを確立する。

ただし、福祉台帳に関しては、上野市社協や伊賀町のシステムが新社会福祉協議会では対応できないため、合併後、個人情報保護法等との関係も十分に考慮した上で、新しい福祉台帳システム開発を検討する。

福祉委員制度について

福祉委員制度に関しては、民生委員・児童委員協議会事務局の調整結果に基づき、同事務局を中心に現行制度に関しては合併までに調整し、全市的な取り組みに関しては合併後調整する。

地域福祉計画について

地域福祉計画は、行政により合併後直ちに作成することを望み、社協としては、行政の策定する地域福祉計画と歩調を合わせて地域福祉活動計画の策定に着手する。

福祉懇談会について

合併後、地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定のため、行政と一体となって福祉懇談会や住民説明会、アンケート調査等を実施するものとする。

友愛訪問について

新市共同募金会により、歳末たすけあい募金配分による全市的な友愛訪問事業を展開する。

2．ボランティアセンターに関すること

名称及び事務所

「伊賀市ボランティア・市民活動センター」を本所に置き、各支所に、「ボランティア・市民活動センター上野」、「ボランティア・市民活動センター伊賀」、「ボランティア・市民活動センター島ヶ原」、「ボランティア・市民活動センター阿山」、「ボランティア・市民活動センター大山田」、「ボランティア・市民活動センター青山」をそれぞれ設置する。

職員

伊賀市ボランティア・市民活動センターにはセンター長を配置し、各支所にはボ

ランティアコーディネーターを1名ずつ配置する。

運営委員会

ボランティア・市民活動センターの運営に関しては、伊賀市ボランティア・市民活動センター運営委員会を設置し、運営委員会規定に基づく運営委員会を定期的開催し、ボランティア・市民活動センターの適正な運営を図る。

登録

所定の様式により、個人ボランティア登録及び団体ボランティア登録を実施する。登録者及び登録団体には、統一した登録証を発行する。ただし、登録は支所ごとで行い、ボランティア情報ネットワークシステムにより一括してボランティア管理ができるようにする。

情報収集・提供

ボランティア・市民活動情報委員会（仮称）を組織し、定期的な情報紙の発行及び、インターネットを活用した情報発信に取り組む。

養成・研修

基礎的な講座及び専門的な講座を支所ごと又は全市的に開催する。ボランティアアドバイザー養成も継続実施を検討する。

活動プログラム等の推進計画等

プラットフォームシステムの確立を目指す。

社協運営による住民参加型在宅福祉サービスを新社会福祉協議会として継承するため、支所ごとに住民参加型在宅福祉サービスに対応する担い手の組織化を促進し、プラットフォームシステム機能をいかして需給調整を図る。

活動支援・ネットワーク化

支所ごとにボランティア・市民活動団体への活動支援を継続するとともに、伊賀音楽療法研究会や精神保健ボランティアのような、新市及び伊賀全域を活動エリアとする団体に対しては本所支所連携して支援する。また、今後、全市的な活動を行う団体について組織化やネットワーク化を促進する。

防災・災害救援

災害時における伊賀地域ボランティア情報センターの開設と、三重県ボランティア情報センターとの連携のため、プラットフォームシステムを取り入れた災害救援体制を確立する。

ボランティア連絡協議会

支所ごとに組織されているボランティア連絡協議会はそのまま継続し、新市としてのボランティア連絡協議会の組織化は、合併後検討する。ただし、現在、三重県ボランティア連絡協議会伊賀ブロックとしての活動は従来通り継承する。なお、現在活動を中止している上野市ボランティア連絡協議会については、上野地区及び全市的に活動するボランティア団体及び市民活動団体を中心に再編する。

福祉教育

小中高等学校を対象とした福祉教育活動は、引き続き継承する。ただし、三重県

社協による学童・生徒のボランティア活動普及事業（福祉協力校指定事業）は受託しない。支所ごとに実施している独自の指定制度は、上野市社協の実施している「総合的学習活動支援事業」に統一し、共同募金配分事業等の資金を活用し、全市的な展開を図る。各種福祉体験教室の開催に関しては、選択型福祉体験教室を実施する。福祉教育研究協議会及び福祉教育指導者研修会等は、対象を全市に拡大する。

3．会費に関すること

社協会費金額は、一般会員500円、特別会員1口1,000円、賛助会員1口10,000円とする。

社協会費募集方法は、支所ごとに自治会等を通じて依頼し、会費徴収に係る資料に関しては、本所において統一する。

社協会費使途は下記の通りとする。

1．地域福祉活動支援金

地域福祉活動支援金は、会費を徴収した自治会または地区社協等に会費の一定額を還付し、当該地域における小地域福祉活動及び地区社協運営費等に活用するための資金とする。複数の自治会により地区社協等が結成されている場合は、それぞれの地域福祉活動支援金を地区社協会計に一括して繰り入れることができる。

なお、地域福祉活動支援金制度を設けるかどうかは支所ごとに設定できるものとする。

2．支所活動支援金

支所活動支援金は、地区懇談会、ふれあい・いきいきサロン、買い物サービス等の地域福祉活動等、会費を徴収した支所独自の福祉活動に活用するための資金とする。

ただし、全て説明責任が果たせる活動に充当するものとし、特定の団体に対して助成するのではなく、支所管内の全体的な福祉向上に役立つ事業に充当することを心がける。また、事業費が残った場合は、すべて本所活動支援金に繰り入れるものとする。

3．本所活動支援金

本所活動支援金は、広報事業等、全市的な社協事業に活用する資金とする。剰余金については、次年度に繰り越すことができるものとする。

本所活動支援金は、一般会費及び特別会費同額とし、賛助会費は充当しない。また、充当率は本所事業の状況を見て一定率を定めることとする。

【資料14】社協会費の取り扱いについて

15 .市町村等からの補助事業、受託事業に関すること （協定項目 第15号）

特に地域格差がありサービスの統一が難しい事業や、合併により明らかにサービス低下が予想される事業に関しては、行政連絡会において行政との調整を行った。

一般的な補助事業並びに委託事業に関しては、行政の調整結果に基づき、行政と密接な連携をとりながら、サービス格差が生じないよう効率的且つ全市的に提供されるように努めるものとする。

なお、事業内容の統一を要する事業については、合併時に統一することを基本とし、特定の事業に関してのみ新市と新社会福祉協議会間で調整することとする。

また、細部において調整が不十分な事業に関しては、合併までに行政と調整することとする。

新規事業の受託に関しては、社協内部及び関係所管と十分協議した上で受託の是非を決定することとする。

具体的な事業に関する調整結果は下記の通りとする。

補助事業関係

補助事業名	調整結果
社協職員設置補助金	補助事業として継続される。
社協広報関係補助金	事業を統一することで合理化を図ることを前提に、その一部が補助事業として継続される。
県社協等負担金補助金	新市において補助事業は廃止される。
ボランティアセンター事業	新社会福祉協議会において本所・支所各ボランティア・市民活動センターが必要とする事業費を積算し、委託事業は廃止され、補助事業として継続される。
福祉体験教室	ボランティアセンター事業に統合するため、補助事業は廃止される。
福祉金庫（小口現金）貸付事業	合併までに事業実施の是非を含めて行政と調整する。
伊賀地域権利擁護事業	引き続き補助事業として継続される。（利用者助成の補助）
いきがい交流事業	ふれあい型食事サービス事業に統合されるため、補助事業としては廃止される。
当事者組織・福祉団体・シルバー人材センター等補助金	社協ではなく、団体に対して行政から直接補助する形態となる。

委託事業関係

委託事業名	調整結果
心配ごと相談事業	事業内容を見直した上で、委託事業として継続される。
基幹型在宅介護支援センター	新市に1か所とし、本所に設置され、委託事業として継続される。
地域型在宅介護支援センター	大山田支所を除く5か所に地域型在宅介護支援センターが設置され、委託事業として継続される。
介護予防・地域支え合い事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防教室 ・ 外出支援サービス ・ 転倒予防・家族介護教室 ・ 住宅改修指導事業 ・ 軽度生活支援事業 ・ 高齢者ゆうあい訪問事業 ・ 生活管理派遣事業 ・ 家族介護者交流事業 ・ 痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業 ・ 生きがい活動支援通所 	委託事業として継続される。 ただし、外出支援サービスの事業内容の統一については、新市・新社会福祉協議会間で調整される。 その他の事業に関しては、全市的に事業展開できるように調整していく。
ふれあい・いきいきサロン事業	補助事業及び委託事業は廃止される。
ふれあい型食事サービス事業	毎日型の配食サービス事業に加え、ふれあい型食事サービス事業の創設により、合併前に各市町村社協で実施してきた食事サービスを統一し、一定の基準に基づく委託事業として事業が継続されるように調整中である。
国保在宅療養用具貸付事業	委託事業として継続される。
福祉機器リサイクル事業	委託事業として継続される。
高齢者いきがいセンター事業（上野）	委託事業として継続される。
ミニデイサービス事業（阿山）	委託事業として継続される。
病児保育事業	委託事業として継続される。

知的障害者グループホーム事業 (伊賀)	委託事業として継続される。
老人憩いの家(伊賀)	委託事業として継続される。

すでに介護保険事業や支援費事業に移行している事業は除外済。

上記以外の委託事業に関しては、新市と新社会福祉協議会との間で調整協議の上、
受託するものとする。

【資料15】在宅介護支援センターについての社会福祉協議会としての考え方

【資料16】外出支援サービスの充実について

16. 介護保険事業・支援費事業に関する事 (協定項目 第16号)

基本的に、合併前の事業所運営は、合併に伴い、一旦事業所を廃止し、新たに新設する手続きをとる。過疎等の理由により営利事業所の積極的な参入が望めない地域においては、住民参加のもと積極的なサービス供給を図る必要があるため、以下に留意して統合的な経営を目指すものとする。

1. 合併によってサービス水準を維持増進するよう最大限の努力をばらう。
2. 規模が拡大することによって事務的経費などを節約できる部分が増えることから、経営の合理化を図る。
3. サービス供給は極力住民に近いところから提供することが望まれることから、現事業所を拠点として展開するほか、現状のサービス事業所のサービス供給規模は維持又は拡大する。
4. サービス運営規定は合併までに基本的事項について可能な限り統一を図り事業所申請を行うものとする。ただし、通所介護等、各支所や地域の状況に応じて独自性を持たせることが望ましい事業はそれを尊重するものとする。合併時までに統一できなかった事項については、合併後順次サービス水準の高い事業所にあわせて統一するように努めるものとする。

【資料17】関係社協における介護保険事業所・支援費事業所一覧表

【資料18】介護保険経営シミュレーション

17.その他必要な事項に関すること

(協定項目 第17号)

1.総合福祉センターの設置について

今後の社会福祉の方向性は社会福祉法にも明記されているとおり、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域福祉をいかに進めるかにある。しかしながら、合併において本所として地域福祉の拠点となるべき「上野ふれあいプラザ」は昭和40年代に建築された建物であり、建築士によるとラーメン構造で耐震対策が十分ではなく、東海地震及び東南海地震への備えは困難との意見があり、防災拠点としても活用が可能となる地域福祉拠点の設置が必要であると考えられる。

そのために、駐車場の確保やバリアフリー化による利便性を最大限考慮した場所に、老人クラブや民生委員、自治会などの各種団体が300人規模で会議や研修を行える会議室や、各種介護予防機能を併設した新社会福祉協議会の福祉拠点としての総合福祉センター建設することを目標として、合併後、行政をはじめ、各方面に働きかけ、早期実現を目指す。

2.地域福祉文化創造のための委員会創設について

介護保険制度スタート以降、施設入所指向が高まり在宅を基本とした理念は達成されていない。地域福祉力を強化することで在宅生活を継続させ、それぞれが自立して自己実現可能な社会をめざす必要がある。こうしたことを住民が主導してすすめていくためには、地域福祉に関する住民主体の委員会を設置し、住民が担う役割について検討協議する場が重要である。

一方、行政職員や福祉専門職で組織したプロジェクトチームも必要で、複雑多様な問題を解決したり、機能的な福祉のまちづくりを推進したりするチームの結成も求められる。一定年数で交代する行政職員と技術や知識を蓄積した専門職とのコラボレーションが「誰もが住みよい福祉のまちづくり」には欠かせないと考える。

新たに設置する委員会(案)

支所別地域福祉推進委員会(仮称)

地域福祉プロジェクトチーム(仮称)

3.伊賀地域福祉後見サポートセンター(仮称)の設立について

伊賀地域福祉後見サポートセンター(仮称)の設立

地域における成年後見制度の利用支援を目的として、相談・助言、情報提供、後見人等の候補者の確保・養成、コーディネート、申立て手続き支援等により成年後見制度の利用を促進するとともに、後見人業務の支援やチェック機能を持った「伊賀地域福祉後見サポートセンター」(仮称)を伊賀市社会福祉協議会本所に設置する。

本来、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度は、互いに補完し合いながら機能することが期待されており、このような基盤整備がすすむことで、地域福祉権利擁護事業における援助も円滑かつ効果的に行われることが期待される。

伊賀地域福祉後見サポートセンター（仮称）の性格

これらの課題は、判断能力が不十分で自己選択・自己決定が自分ひとりでは難しい人、いわばもっとも権利を擁護することが必要な住民に対して、地域全体として対応することが必要な公共的な課題であり、福祉後見サポートセンターは、地域の市区町村社協をベースに、社会福祉法人、専門職団体、住民、ボランティア、NPO等の協働によるシステムとして構築することが必要である。

とりわけ、地域で社会福祉施設を運営する社会福祉法人は、社会福祉法人の持つ専門性を地域社会に還元し、地域福祉の推進の役割を積極的に果たすことが求められており、人材、ノウハウ、財源等の全面にわたってセンターの運営に主体的に関わることが期待される。また、施設利用者の中にも成年後見制度の利用を必要としている人もいる。例えば、家族・親族等が不在で、福祉施設の利用にあたってサポートを必要としているが、判断能力が低下していて地域福祉権利擁護事業では直接契約による援助ができない事例や身元引受人の確保が難しいために希望する施設への移転が難しい事例、また家族・親族等からの財産搾取など権利侵害の恐れがある事例などである。これらの事例は、契約制度に移行したことで、施設にとっても、より重要な問題として顕在化しつつある。このような利用者に対しては、成年後見制度の利用なども含めた総合的な援助が必要とされているが、施設とその利用者という当事者間のみによる解決ではなく、公立・中正の立場に立つ第三者の関与を取り入れた、利用者支援システムを検討する必要がある。「伊賀地域福祉後見サポートセンター」（仮称）では、このような施設利用者も対象とし、地域福祉権利擁護事業の機能も活用しながら相談・援助を行うこととする。

事業内容

成年後見制度の利用に関する相談・助言、情報提供、後見人等の候補者の確保・養成、コーディネート、申立て支援等により成年後見制度の利用を促進するとともに、後見人業務の支援やチェック機能を持つ。在宅生活者、施設利用者を問わず、相談・援助の対象とする。また、行政と連携し市区町村長申立ての円滑な実施を図る。実施主体は市町村社協とし、地域にある多様な社会福祉法人（社会福祉施設）や専門職、利用者などによる運営委員会方式を採る。運営にあたっては、成年後見制度利用支援事業の活用や社会福祉法人からの支援（会費など）を検討する。

< 具体的内容例 >

成年後見制度に関する相談、制度の利用支援（手続き支援、家族間調整、市区町村長申立ての働きかけなど）

福祉後見人材バンクの設置（福祉施設の職員や行政OB、ボランティア等に対する研修の実施、登録）

後見人等に対する相談・支援機能

後見業務に対するチェック機能等

法人後見人等業務

その他（検討の可能性のあるもの）

- ・ 地域福祉権利擁護事業の契約ができない利用者について、施設が行う福祉サービス及び金銭管理サービスのチェック、見守り
- ・ 死後の財産処分、葬儀の実施に関する相談・支援

【資料19】福祉後見サポートセンター（仮称）構想について

調印書

社会福祉法人上野市社会福祉協議会、社会福祉法人伊賀町社会福祉協議会、社会福祉法人島ヶ原村社会福祉協議会、社会福祉法人阿山町社会福祉協議会、社会福祉法人大山田村社会福祉協議会、社会福祉法人青山町社会福祉協議会について、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、協定の証とするため本書を6通作成し、6市町村社会福祉協議会長において署名捺印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成16年5月17日

社会福祉法人上野市社会福祉協議会

会 長

社会福祉法人伊賀町社会福祉協議会

会 長

社会福祉法人島ヶ原村社会福祉協議会

会 長

社会福祉法人阿山町社会福祉協議会

会 長

社会福祉法人大山田村社会福祉協議会

会 長

社会福祉法人青山町社会福祉協議会

会 長

立会人

合併協議会委員 社会福祉法人 上野市社会福祉協議会

副会長 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 上野市社会福祉協議会

理事 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 上野市社会福祉協議会

事務局長 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 伊賀町社会福祉協議会

副会長 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 伊賀町社会福祉協議会

理事 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 伊賀町社会福祉協議会

事務局長 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 島ヶ原村社会福祉協議会

副会長 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 島ヶ原村社会福祉協議会

理事 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 島ヶ原村社会福祉協議会

事務局長 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 阿山町社会福祉協議会
副会長 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 阿山町社会福祉協議会
理事 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 阿山町社会福祉協議会
事務局長 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 大山田村社会福祉協議会
副会長 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 大山田村社会福祉協議会
理事 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 大山田村社会福祉協議会
事務局長 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 青山町社会福祉協議会
副会長 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 青山町社会福祉協議会
理事 _____

合併協議会委員 社会福祉法人 青山町社会福祉協議会
事務局長 _____